

現大綱における温室効果ガス吸収源施策の  
進捗状況について  
(暫定評価)



## 目 次

1. 森林・林業対策の推進 .....	1
1. 森林・林業基本計画 .....	1
施策 1-1：森林・林業基本法及び森林・林業基本計画に基づく施策の展開 .....	1
施策 1-2：2003 年から第 1 約束期間の終了年である 2012 年までの 10 年間に おいて、基本計画に基づく森林整備等を計画的に強力に推進。更に吸収量の報告・ 検証体制の強化（地球温暖化防止森林吸収源 10 カ年計画を展開） .....	6
2. 健全な森林の整備 .....	7
施策 2-1：重視すべき機能区分（水土保全林、森林と人との共生林、資源の循環利用林）に 応じた森林整備の推進 .....	7
施策 2-2：緊急間伐 5 カ年対策の実施 .....	11
施策 2-3：長期育成循環施業の実施 .....	エラー! ブックマークが定義されていません。
施策 2-4：公的な森林整備の拡充 .....	エラー! ブックマークが定義されていません。
施策 2-5：間伐対策の推進 .....	エラー! ブックマークが定義されていません。
施策 2-6：複層林の誘導伐の促進 .....	エラー! ブックマークが定義されていません。
施策 2-7：「緑の再生」特別対策等の実施 .....	エラー! ブックマークが定義されていません。
3. 保安林等の適切な管理・保全等の推進 .....	エラー! ブックマークが定義されていません。
施策 3-1：保安林指定の計画的な推進 .....	エラー! ブックマークが定義されていません。
施策 3-2：治山対策の推進 .....	エラー! ブックマークが定義されていません。
施策 3-3：病害虫等被害の防止 .....	エラー! ブックマークが定義されていません。
施策 3-4：機能低下保安林緊急整備対策の推進 .....	エラー! ブックマークが定義されていません。
施策 3-5：山村等の防災情報を整備し、防災体制を強化 .....	エラー! ブックマークが定義されて いません。
4. 国民参加の森林づくり等の推進 .....	エラー! ブックマークが定義されていません。
施策 4-1：国民参加による森林の整備・保全活動の推進 .....	エラー! ブックマークが定義されて いません。
施策 4-2：地域住民、NPO 等の多様な主体の参加と連携の強化 .....	エラー! ブックマークが定 義されていません。
施策 4-3：森林環境教育の推進 .....	エラー! ブックマークが定義されていません。
5. 木材資源の有効利用の推進 .....	エラー! ブックマークが定義されていません。
施策 5-1：林産物の新規需要の開拓 .....	エラー! ブックマークが定義されていません。
施策 5-2：建築及び工作物における木材使用の促進 .....	エラー! ブックマークが定義されていま せん。
施策 5-3：木材利用を促進するための総合的な対策の推進 .....	エラー! ブックマークが定義され ていません。
施策 5-4：学校の内装や学校関連施設など地域材を利用したモデル的な施設の整備 .....	エラー! ブックマークが定義されていません。
施策 5-5：木質バイオマスエネルギー利用対策促進 .....	エラー! ブックマークが定義されていま せん。
施策 5-6：木質バイオマスエネルギー利用施設のモデル的な整備 .....	エラー! ブックマークが定 義されていません。

- II. 都市緑化等の推進..... エラー! ブックマークが定義されていません。
- 施策 1-1 : 「緑の政策大綱」等に基づく緑化の推進. エラー! ブックマークが定義されていません。
- 施策 1-2 : 「エコポート政策」等に基づく港湾の緑化の推進. エラー! ブックマークが定義されていません。
- 施策 1-3 : 市町村における「緑の基本計画」の策定の推進と計画に基づく緑化の推進... エラー! ブックマークが定義されていません。
- 施策 1-4 : 緑の創出に関する普及啓発と市民、企業、NPO 等の幅広い主体による緑化の推進  
..... エラー! ブックマークが定義されていません。

## I. 森林・林業対策の推進

### 1. 森林・林業基本計画

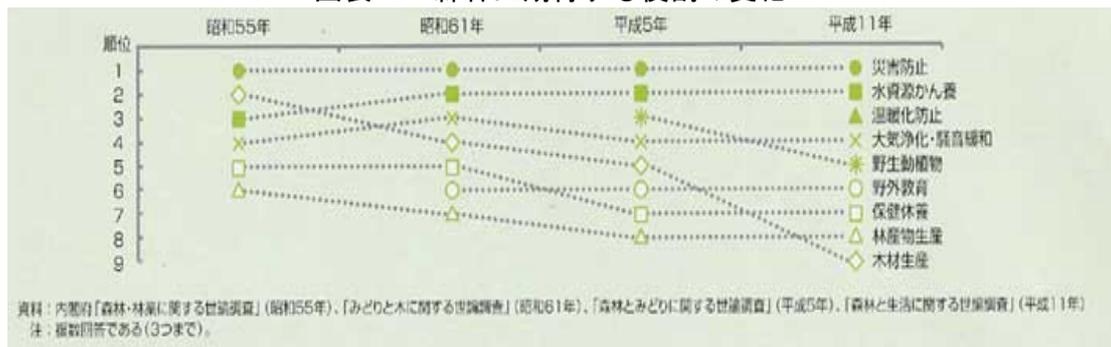
対 策	施 策
○地球温暖化防止を含む森林の有する多面的機能の発揮及び利用に関する目標を示すとともに、森林及び林業に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画（森林・林業基本計画）を策定	1-1：森林・林業基本法及び森林・林業基本計画に基づく施策の展開 1-2：2003年から第1約束期間の終了年である2012年までの10年間において、基本計画に基づく森林整備等を計画的に強力に推進。更に吸収量の報告・検証体制の強化（地球温暖化防止森林吸収源10カ年計画を展開）

#### 施策 1-1：森林・林業基本法及び森林・林業基本計画に基づく施策の展開

##### （1）森林・林業基本法

- ・ 1964年、その当時における社会経済の動向や見通しを踏まえて、我が国林業の向かうべき道すじを明らかにするものとして林業基本法が制定された。しかし、その後、経済社会が急速な経済成長、国際化の著しい進展等により大きな変化を遂げるとともに、森林に対する国民の要請は多様化し、我が国森林・林業をめぐる状況も大きく変化した。そこで、2001年に林業基本法は改正されるとともに、名称も森林・林業基本法に変更。

図表 1 森林に期待する役割の変化



- ・ 基本法において、政府には森林・林業施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、施策の基本的な方針、森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策について記載した基本計画の策定が課せられている。

## (2) 森林・林業基本計画

- ・ 森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展という基本理念実現に向けて、森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本計画を策定（基本計画の内容については、概ね5年ごとに見直し）。その中で、関係者の森林の整備や保全、林業、木材産業等の事業活動や林産物の消費に関する指針とするため、森林の多面的機能の発揮に関する目標及び木材の供給及び利用の目標を設定。

### ① 多様な森林の整備の推進

- ・ 一つの森林に高度に発揮すべき機能が併存する機会が多いことから、個々の森林について自然的条件や地域のニーズ等に応じて特に重視すべき機能を特定するなど機能間の調整を行いつつ、より適切な森林の整備を進めることが必要。このため、重視すべき森林の機能や望ましい森林整備のあり方を示すこととし、森林所有者や地域住民の合意の下に、森林を「水土保持林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」に区分。

図表 2 3区分ごとの整備対象面積（単位：万 ha）

区分		整備対象面積
合計		2,510
参考 内 訳	水土保持林	1,300
	森林と人との共生林	550
	資源の循環利用林	660

（出典）林野庁ホームページ

- ・ 森林の多面的機能の発揮に関する目標については、新たな森林整備の考え方に基づき、2010年及び2020年における目標を設定。

図表 3 森林の多面的機能の発揮に関する目標

（単位：面積万ha、蓄積百万m<sup>3</sup>）

区 分	平成12年	目 標		(指向する状態)	参 考 平成8年 森林資源に関 する基本計画 の指向する状態
		平成22年	平成32年		
育成単層林	1,030	1,020	970	( 440)	( 888)
育成複層林	90	140	230	( 870)	( 532)
天然生林	1,390	1,350	1,310	( 1,200)	( 1,102)
合 計	2,510	2,510	2,510	( 2,510)	( 2,522)
森林の総蓄積	3,930	4,410	4,730	( 5,080)	( 4,630)
成長量	89	80	69	( 58)	( 79)

（出典）林野庁ホームページ

- ・ 造林、保育、林道の整備等について、森林の区分に応じた事業展開を円滑に実施。特に、林道と作業道等の適切な組み合わせや自然環境の保全等森林の3区分に応じた林内路網を整備するほか、森林の区分を包括する骨格となる林道を整備。
- ・ 健全な森林を育成するため、計画的かつ効率的な間伐を推進。
- ・ 地域の生物多様性の向上等に資する観点から、地域固有の豊かな自然林等を再生・創出。
- ・ 森林の現況の調査等の地域活動を確保するための支援措置：一体的かつ計画的な森林施業が適切に行われるよう、森林施業計画の認定を受けた森林所有者等を対象とする交付金制度を創設。
- ・ 山村の活性化：都市と山村の共生・対流の推進を図るため、山村における就業機会の増大、生活環境の整備、拠点集落への重点化等を通じた山村地域への定住を促進。情報通信基盤や交流基盤の整備、森林体験活動の指導者の育成等による都市住民等の受け入れ態勢を整備。
- ・ 国民の自発的な活動の促進：全国植樹祭や緑の募金等の国土緑化運動や森林ボランティア活動の促進等国民参加の森林づくりを推進し、森林の整備・保全是社会全体で支えるという国民意識を醸成。
- ・ 社会的コスト負担：森林整備のための社会的コスト負担について、国民の理解を得つつ、地域の状況にも対応して、様々な手法のうちからの確に選択していくことについて検討。

## ② 林業経営の育成

- ・ 林業経営の規模の拡大・集約化：効率的・安定的な林業経営を担える者（森林組合、素材・造林事業体、林家、会社等）を育成し、経営意欲の低下した小規模所有者や都市部に居住する不在村所有者などの森林について、これらの担い手への施業や経営の集約化を促進。このため、地域の特性に応じ、林業経営の規模の拡大、生産方式や経営管理の合理化等林業経営基盤の強化の促進を図ることとし、具体的には以下の施策を実施。
- ・ 高性能林業機械の導入等により、効率的かつ安定的な林業経営の基盤を整備。（林業・木材産業構造改革事業の創設）
- ・ 人材、林業労働力の育成確保：新規就業の確保、雇用管理の改善、労働安全衛生の向上。

### ③ 木材の供給及び利用の確保

- 木材の供給及び利用の目標：木材に対する需要が確保され、適切に利用されることにより、伐採、植栽、保育等のサイクルが円滑に循環し、林業の持続的かつ健全な発展が図られ、森林の有する多面的機能の発揮も確保。再生産可能で加工に要するエネルギーが少ないなど木材は人と環境に優しい素材であり、木材の有効利用の促進が環境に負担の少ない循環を基調とする社会経済システムの実現に貢献。このようなことから、望ましい森林の整備が行われた場合の木材の供給量と、今後の木材の需要動向を見通しつつ製材用材等用途別の利用量を設定。（目標年次は 2020 年）

図表 4 木材供給の目標

単位：百万 m<sup>3</sup>

区分		実績 1999 年	目標 2010 年	参考 2020 年
合計		20	25	33
参考 内 訳	水土保持林	—	12	15
	森林と人との共生林	—	4	4
	資源の循環利用林	—	9	14

（出典）林野庁ホームページ

図表 5 木材利用の目標

単位：百万 m<sup>3</sup>

区分	総需要量 見通し	利用量 1999 年	利用量 目標
合計	100	20	25
製材用材	41	13	18
パルプチップ用材	41	13	18
合板用材	15	0	1
その他	3	1	1

（出典）林野庁ホームページ

- 木材産業等の健全な発展
  - 木材産業の事業基盤の強化、流通及び加工の合理化：外材に対抗し得るよう規模拡大による低コスト化、乾燥材生産等による品質の向上、ロットの拡大等。林業・木材産業構造改革事業の創設。

- ・ 林産物の利用の促進
  - 建物等における木材の使用の促進：住宅生産者との連携の促進、今後の新設住宅着工の見通しを踏まえた上で、長期耐用住宅、リフォーム等への対応、非木質住宅向けの内装材の開発普及
  - 学校、保育所、郵便局等の地域のシンボルとなる公共施設の木造化、公共事業への木材利用促進
  - 地域材を利用した学校関連施設等の整備
- ・ 木材の新規需要の開拓
  - バイオマスエネルギー利用、新素材の開発等
  - 木質バイオマス発電施設等の整備
- ・ 「地域材利用の推進方向及び木材産業体制整備の基本方針」を策定し（2002年2月）、製材等分野ごとに取り組むべき具体的課題を明示。これを受け、都道府県が木材産業の構造改革、地域材の利用に関する目標等を設定。

#### ④ 国有林野の管理及び経営

- ・ 国有林野は国民の共通の財産であることを踏まえ、公益的機能の維持増進を旨として、適切かつ効率的に管理経営。既に重視すべき機能に応じて森林を3区分しているところであり、民有林との連携を図りつつ、森林の区分に応じた適切な森林施業を一層推進。

施策 1-2 : 2003 年から第 1 約束期間の終了年である 2012 年までの 10 年間に  
いて、基本計画に基づく森林整備等を計画的に強力に推進。更に吸収量  
の報告・検証体制の強化（地球温暖化防止森林吸収源 10 カ年計画を展開）

- ・ 「森林・林業基本計画」の森林整備等の目標が達成された場合に、育成林（人工林、育成天然林）及び天然生林のうち保安林等に指定されている森林の吸収量は、我が国に認められた吸収量の上限値 3.9%（1,300 万 t-C）程度と推定。しかし、このペースで推移した場合、森林・林業基本計画の下で 2003～2012 年の 10 年間に見込まれる整備量に比べて低位にとどまり、吸収量は 2.9%（1998～2000 年ベース）にとどまると試算される。そこで、2002 年 12 月、農林水産省により、地球温暖化防止森林吸収源 10 カ年対策が策定された。
- ・ 2003 年 12 月の COP9 において、国際的な吸収量の計上指針（グッド・プラクティス・ガイダンス）が了承されたことを踏まえ、現在、国内の関係省において、森林吸収量の報告・検証体制についての検討を行っている。

## 2. 健全な森林の整備

対 策	施 策
○健全な森林の整備	2-1：重視すべき機能区分（水土保持林、森林と人との共生林、資源の循環利用林）に応じた森林整備の推進 2-2：緊急間伐 5 カ年対策の実施 2-3：長期育成循環施業の実施 2-4：公的な森林整備の拡充 2-5：間伐対策の推進 2-6：複層林の誘導伐の促進 2-7：「緑の再生」特別対策等の実施

### 施策 2-1：重視すべき機能区分（水土保持林、森林と人との共生林、資源の循環利用林）に応じた森林整備の推進

- ・ 森林は木材の生産のみならず、国土の保全や水源のかん養、地球温暖化の防止、自然環境の保全等の多面的機能を有しているため、適切な森林整備を通じて森林の多面的機能の持続的発揮を図っていく。そのため、以下の造成を実施し、多面的機能が十全に発揮される健全な育成単層林（1,020 万 ha）、育成複層林（140 万 ha）、天然生林（1,350 万 ha）を育成。

民有林における

- ① 複層林等多様な森林の造成 概ね 320 千 ha（2000～2004 年度）
- ② 育成複層林造成（樹下植栽）概ね 35 千 ha（2000～2004 年度）

国有林における

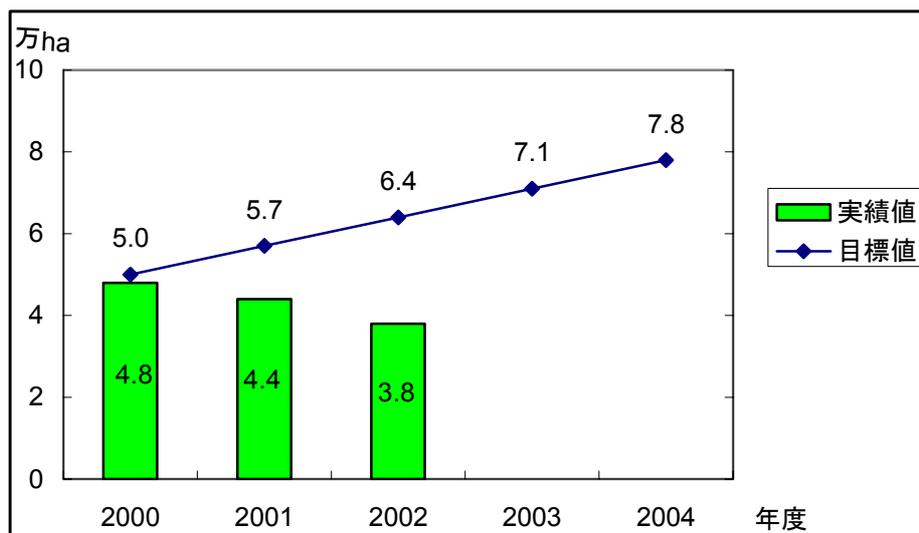
- ③ 複層林等多様な森林の造成 概ね 31.2 千 ha（2001～2005 年度）
- ④ 育成複層林造成（樹下植栽）概ね 32.4 千 ha（2001～2005 年度）

- ・ 農林水産省では政策評価において当該施策について目標を立て、進捗を把握している。目標値については、森林の多面的機能そのものの目標値の設定は極めて困難であるため、森林・林業基本計画、全国森林計画及び地域森林計画に定める目標値を踏まえ、多面的機能が十全に発揮される健全な育成単層林（1,020 万 ha）、育成複層林（140 万 ha）、天然生林（1,350 万 ha）を育成することとする。

## (1) 民有林の複層林等多様な森林

- 農林水産省の政策評価では、民有林の複層林等多様な森林（人工造林、単層林改良、樹下植栽）の造成に対し、森林造成面積を 2000～2004 年度にかけて 32 万 ha とするという目標を掲げている。しかし、2000～2002 年度にかけての造成面積は経過年における目標を大きく下回っている。

図表 6 民有林の複層林等多様な森林の造成面積



(出典) 農林水産省 平成 15 年度政策評価シート

図表 7 民有林の複層林等多様な森林の造成面積

単位：万 ha

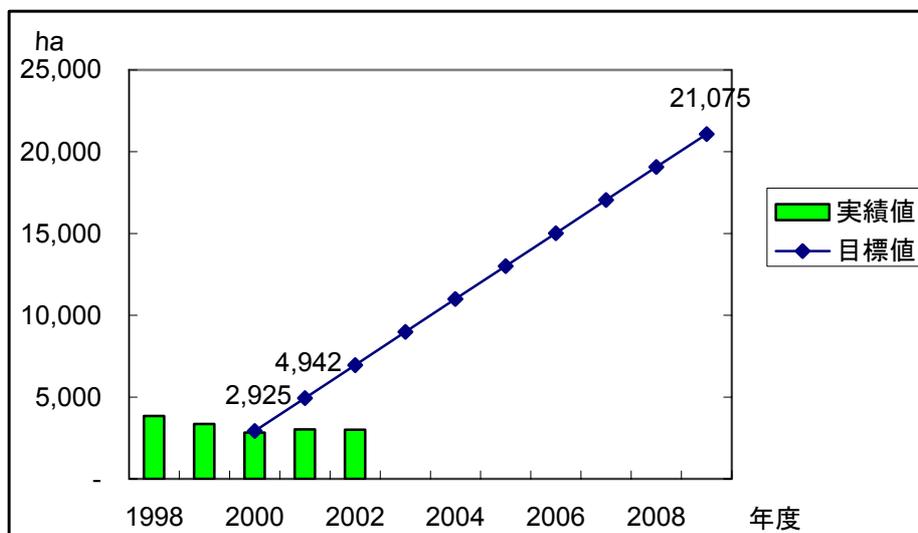
	2000	2001	2002	2003	2004
実績値	4.8	4.4	3.8		
目標値	5.0	5.7	6.4	7.1	7.8
累積値	5.0	10.7	17.1	24.2	32.0

(出典) 農林水産省 平成 15 年度政策評価シート

## (2) 民有林の育成複層林造成（樹下植栽）

- 森林・林業基本計画において 2000 年末現在 90 万 ha である育成複層林面積を 2009 年度末までに 140 万 ha とすることが目標として定められている。このうち、樹下植栽によるものについて、農林水産省の政策評価では、2009 年度までに約 12 万 ha 造成するという目標を掲げている。しかし、2000～2002 年度にかけての造成面積は、経過年における目標を大きく下回っている。

図表 8 民有林の育成複層林（樹下植栽）の造成面積



(出典) 農林水産省 平成 15 年度政策評価シート

図表 9 民有林の育成複層林（樹下植栽）の造成面積

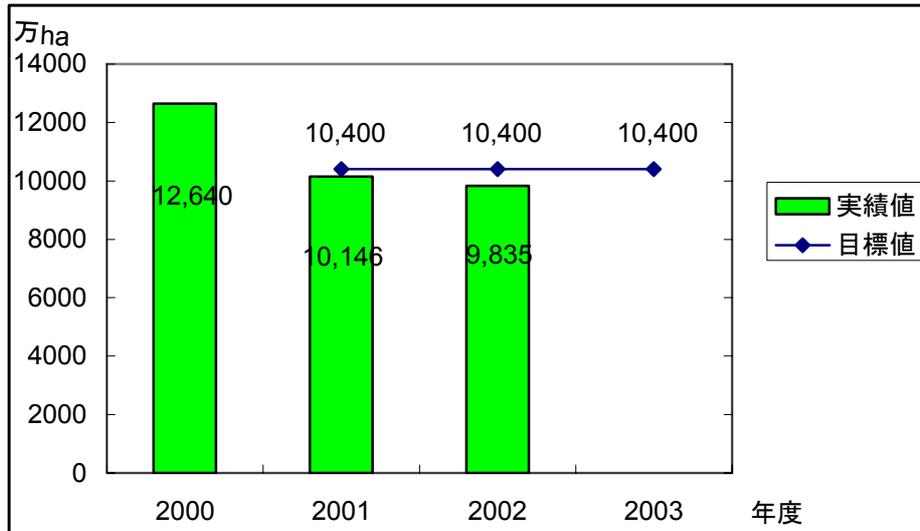
	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
実績値	3,849	3,366	2,836	3,033	3,000							
目標値			2,925	4,942	6,958	8,975	10,992	13,008	15,025	17,042	19,058	21,075
累積値			2,925	7,867	14,825	23,800	34,792	47,800	62,825	79,867	98,925	120,000

(出典) 農林水産省 平成 15 年度政策評価シート

### (3) 国有林の複層林等多様な森林

- ・ 農林水産省の政策評価では、「国有林野の管理経営に関する基本計画」の長期的な収支の見通しの前提条件などから 2001～2003 年度の更新面積の目標値を 10,400ha/年としている。2001、2002 年度の実績は目標値を若干下回っている。

図表 10 国有林の複層林等多様な森林の更新面積

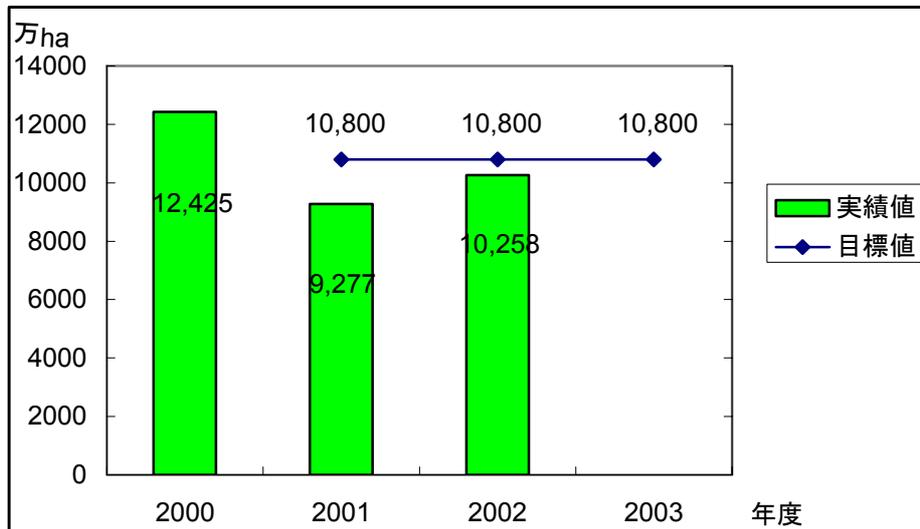


(出典) 農林水産省 平成 15 年度政策評価シート

(4) 国有林の育成複層林造成 (樹下植栽)

- 農林水産省の政策評価では、育成複層林に誘導するための更新面積及び高齢級間伐の実施面積の過去の実績などから推計し、2001～2003 年度における国有林の複層林・長伐期林の整備面積に関する目標値を 10,800ha/年としている。2001、2002 年度の整備面積の実績は目標値を下回っている。

図表 11 複層林・長伐期林の整備面積



(出典) 農林水産省 平成 15 年度政策評価シート

## 施策 2-2：緊急間伐 5 力年対策の実施

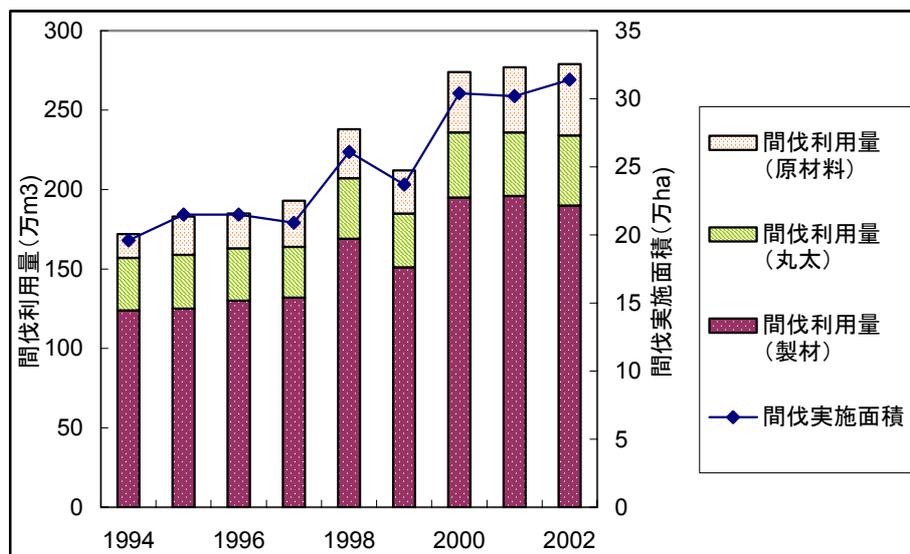
- 人工林の多くが間伐期を迎えていることから、健全で多面的な機能を持続的に発揮し得る森林を育成するため、2000 年度から 5 年間で 150 万 ha の森林を計画的に整備する「緊急間伐 5 力年対策」を実施。
- 対策の構成は以下の通り。

図表 12 緊急間伐 5 力年対策の対策の構成

○重点的かつ計画的な間伐の推進	① 特定間伐等の実施と路網の整備 ② 防災機能を高める間伐の推進
○間伐材等利用の推進	① 加工流通施設等の整備 ② 公共事業等への利用、技術開発の推進
○間伐推進に係る普及啓発活動等	① 緊急間伐推進のための条件整備 ② 間伐推進体制の整備 ③ 間伐推進に関する普及啓発

- 間伐の実施面積は当該計画が開始される前である 1999 年度は 23.7 万 ha であったが、対策が開始された以後は 30 万 ha で推移している。また、間伐利用量についても 1999 年度は 151 万 m<sup>3</sup> であったが、2000 年度以降は 190 万 m<sup>3</sup> 以上で推移している。

図表 13 間伐の実施状況



(注)「製材」は建築材、梱包材等、「丸太」は足場丸太、杭、支柱等、「原材料」はチップ、おがくず等。

(出典) 林野庁ホームページより作成